

1 章 執行機関

1 節 役場

1 村長・副村長

村の事業や行政サービスを統括する最高責任者は村長である。昭和 22 年に中札内村が誕生してから現在にいたるまで 9 名が中札内村長の職に就いている。

村長を補佐する役目として助役が置かれていたが、平成 18 年の法改正で副村長という名称に改正された。助役及び副村長はこれまで 11 名が就任している。

歴代村長の主な取組について以下にまとめる。

【第 1 代村長 田島 豊次郎(昭和 22 年 10 月～)】

明治 18 年に群馬県佐渡郡の名和村で生まれ、土別市で病院医員として勤務した。その後は群馬県で開業したが、大正 14 年には北海道の拓殖医として本村へ移り住んだ。拓殖医の廃止後は上札内で個人病院を開業している。人望が厚く村民をまとめる力を見込まれたことから、村民の推薦により初代の中札内村長に就任した。

戦後の混乱期にあって新たな村の行政を進めるのは大変なことで、分村後の財源確保や税率の決定、条例の制定など、審議しなければならないことは山積していた。教育改革にともなう中学校建設、水害により流失した中札内橋復旧工事など急を要する案件もあり、就任後のわずか半年間で計 7 回 9 日間も議会を開催している。村の土台づくりに奔走しながらも医師を続け、村民のために尽力した人物である。

【第 2 代村長 榎本 一雄(昭和 24 年 7 月～)】

河西支庁や根室支庁に勤務した後に十勝支庁では次長を務めた人物である。十勝支庁在任時には大正村を 3 分村する協議の場にも参加していた。

田島村長が任期半ばで退任した後、昭和 24 年に当時 49 歳で 2 代目の村長に選ばれた。戦後の食糧不足問題への対応や農地改良、全村の電化、道路整備など農村環境の改善に取り組んだ他、青年の育成を重視し定時制高等学校を設置するなど教育の充実にも努めた。また、村民にも村政について知り考える機会を持ってもらえるようにと「広報なかさつない」を創刊した。

昭和 28 年に国がいわゆる「昭和の大合併」を推進した際は、合併の恩恵が受けられるか不安が残ることや、小規模自治体としての結束を大切にしたい村民感情などを勘案して、最終的には合併しない道を選択した。

写真
<田島村長>

写真
<榎本村長>

【第3代村長 太田 一良(昭和32年7月～)】

本村における初の公選で選ばれ、なおかつ初の農民出身の村長である。

中札内村に生まれ中戸蔦で農業に従事していたが、昭和25年に村議会議員に当選し政界の道に入った。中札内村農協の発起人代表であり、農協専務理事や農民同盟の執行委員長などを務める中でその強いリーダーシップを発揮し、農業の発展を加速させた。

地元有志の支援により昭和32年に当時43歳という若さで村長に立候補した。結果は他2名の候補者を大きく上回る得票数であった。

村長就任後も農業分野へ力を入れており、道営の畑地帯総合土地改良事業や営農用水事業、国営大規模草地開発事業など国や北海道の制度を最大限に活用して、小規模自治体とは思えないほどの資金を投下した。

福祉分野にも力を入れており、他地域に先行して敬老年金の支給を開始した他、「母と子の家」や老人保健福祉センターの建設、巡回バス福祉号の運行などを行った。また、分譲地や養鶏・養豚団地の造成、プールと体育館の建設など村民の生活向上を推進した。

その活躍は村内にとどまらず、十勝町村会や十勝総合開発期成会(十勝圏活性化推進期成会の前身)で会長を務め、十勝港の整備や新帯広空港の建設、十勝大平原自転車道や国内最長の農道「十勝中央広域農道」の着工など、十勝全体の活性化にも大きく貢献した。

太田村長はこれまでで最長の6期24年間にわたって村長を務めており、その多大なる功績を称えられて昭和59年に名誉村民となっている。

【第4代村長 渡部 春治(昭和56年6月～)】

宮城県吉田村で出生し、大正8年に北海道へ渡った後には室蘭市や大夕張へ移り住み、昭和5年に中札内村へ移住した。新札内で農業に従事し昭和34年には新札内第一生産組合の代表として共同化による生産の合理化と零細農家の解消に取り組んだ。その後は農協専務理事や十勝産業株式会社代表取締役などを歴任している。

昭和46年に村議会議員に当選して村政に携わった後、昭和56年には現職の太田氏を破り村長へ就任した。

前村長から引き継いだ札内川ダムと水道企業団の設立、道道静内中札内線の着工、上札内中学校の合併問題など長年の問題解決に邁進した。また、財政健全化計画を策定するなど村の財政運用の改善に努めた。農業分野においては畜産の経営向上のために畜産研究所を設立した他、資金貸付や施設整備など総合的な農業振興を行う産業振興推進委員会を設置した。

国鉄広尾線の廃止について強く反対し要望活動を行ったが、昭和62年には全線廃止となり存続は実現しなかった。

写真
<太田村長>

写真
<渡部村長>

【第 5 代村長 小田中 刻夷(平成元年 6 月～)】

中札内村出身で昭和 30 年に村役場へ入庁し、産業課畜産係長や土木課長などを経て助役を務めた後に村長選へ出馬した。現職が出馬を辞退したことで無投票当選している。

活力ある役場づくりを目指して、地域担当制や情報宅配便など役場職員の人材育成と村民との情報共有を重視した施策を行った。

中央公園やアグリパーク(現道の駅なかさつない一帯)など大型の公園施設を整備して憩いの場を創出するとともに、六花亭の施設や農村休暇村の誘致、一本山展望台の整備など村の自然や景観の美しさを活かした観光資源を充実させた。花づくり活動の支援や「北の大地ビエンナーレ」の開催など文化事業にも力を入れて、村のイメージアップを推進した。また、川越市や福野町(現南砺市)との交流事業やアメリカのエルマ市との相互派遣事業などを通じて村民の知見を広げる取組を行った。

平成 12 年には効率的な行財政運営を実現するために政策評価を導入し、村の施策や事業内容が村民のニーズに合致するか、費用対効果はどうかなどを審議する仕組みを作った。

村長退任後は平成 15 年から 2 期 8 年間村議会議員を務めた。

【第 6 代村長 和田 民次郎(平成 13 年 6 月～)】

陸別町に生まれ、設計事務所勤務などを経て昭和 37 年に村役場へ入庁した。施設課長、企画室長、議会事務局長、教育次長など歴任した後に助役を務め、現職退任時に無投票当選を果たした。

平成 13 年頃には牛海綿状脳症(BSE)、平成 16 年頃からは鳥インフルエンザが日本各地で確認されたことを受けて、伝染防止対策に取り組み、影響を受けている村内の畜産業者へ助成を実施した。平成 14 年にはめぐみニュータウンの分譲を開始し、移住・定住を促進した。

「平成の大合併」の際には帯広市など近隣自治体や住民との協議を重ねた末に住民投票を実施し、その結果から合併しない決断をした。

【第 7 代村長 田村 光義(平成 17 年 6 月～)】

帯広市生まれで昭和 48 年に村役場へ入庁し、産業課長、民生課長、保健福祉課長などを歴任後に助役の任についた。平成 17 年に小田中氏、和田氏に続いて無投票当選により村長へ就任した。

就任時は村が帯広市との合併をしない選択をした直後であったため、今後村が自立していくための方策として総合行政推進委員会の答申案をもとに「自律推進プラン」をまとめた。平成 19 年には「まちづくり基本条例」を制定し、行政・村民・議会それぞれの役割と責務、協働でまちづくりを推

写真
<小田中村長>

写真
<和田村長>

写真
<田村村長>

進する必要性などについて定めた。

政策としては中学3年生までの医療費無料化や保育料の負担軽減などの子育て支援、各種補助金やヴィレッジときわ野の分譲地造成などによる定住推進に特に力を入れた。その結果、人口を大きく減らす道内自治体が多い中で本村は減少を抑制することができた。

【第8代村長 森田 匡彦(平成29年6月～)】

中札内村出身で十勝毎日新聞社に勤務し、記者や雑誌編集長などの経歴を持つ。平成25年に村長選へ出馬したが現職の田村氏に敗れた。平成27年には村議会議員に当選し、平成29年に同氏と再び一騎打ちとなった末に当選を果たした。

景観まちづくりや七色献立プロジェクト、音まちプロジェクトなど、美しい村を目指して各種施策に取り組んだ。令和3年には新庁舎の供用を開始し、庁舎跡地には交流施設としてまちなかキッチンスタジオを建設した。

教育分野にも力を入れており、学力向上と学習環境整備のため、各種検定の受検料助成やデジタル教材の活用、高校就学への支援や山村留学などの施策を実行した。

関係人口創出のため情報発信やふるさと納税を推進したことにより、村の寄附受入額は就任年度の2,060万円からわずか5年で約60倍の12億円を超え、過去最高額を達成した。

【第9代村長 川尻 年和(令和7年6月～)】

中札内村に生まれ、平成元年に村役場に入庁した後は保育園長、総務課長、施設課長などを務めた。退職後に村長出馬を表明し、村民との対話を重視した政策や健全な行政運営などを掲げた結果、現職を破って当選した。

●後日追記

奨学金助成／移動支援サービス／分譲地など

写真
<森田村長>

写真
<川尻村長 就任時の様子>

表＜歴代村長・副村長の氏名と就任年月日(開村当初から)＞

2 行政機構

【機構の変遷】

村の業務を執行するための体制として、村長の直接的な指揮監督を受ける首長部局の他、教育委員会など行政委員会の事務局を設置している。より効率的で時代に即した組織体制となるようにこれまで機構改革を実施してきている。平成以降に実施した主な内容を記載する。

・平成 3 年度

総務課に 5 つあった係のうち 3 係(税務係、資産税係、管財係)を新たに設置した税財課へ移行し、負担の軽減を図った。開発振興課の開発振興係と企画係を企画振興係に統合した。

・平成 11 年度

行政改革推進村民委員会の答申で「時代に対応した組織・機構の見直し」が重点事項とされたため、大きく見直しを実施した。車両課を廃止して 7 課を 6 課に削減し、課の名称を総務財政課、税務管財課、政策調整課、保健福祉課、経済振興課、施設管理課とした。さらに、議会事務局と農業委員会を従来の二係から一係へ、二課だった教育委員会を一本化してスリム化を図った。

・平成 14 年度

税務管財課を廃止して管財は総務財政課へ移行した。住民生活課を新設し、医療や衛生、税務などを一括して行うことになった。福祉介護係を福祉係と介護係に分割した。

・平成 17 年度

行政改革の一環で従来の「係制」から「グループ制」へ変更し、係ごとの縦割りではなく柔軟な業

務の割り振りができるようにした。総務課、住民課、地域課のみの大課制とし、総務課内に「まちづくり推進室」と「出納室」を設置した。（まちづくり推進室は平成 19 年度いっぱい廃止）

・平成 22 年度

これまでの大課制は業務の範囲がわかりづらく課長職の負担が非常に大きかったこともあり、3課を5課に変更した。住民課にあった福祉・保健・保育の業務を新設の福祉課に移行し、地域課を産業課、施設課の2課に分割した。出納室は廃止し、会計管理者は住民課長が兼務することとした。

・令和 8 年度

こども家庭センターの開設に合わせて保健グループの名称を健康・こどもグループに変更し、これまでの母子保健だけでなく保育園や児童手当など子育てに関する幅広い業務を全て担うこととした。

【職員定数】

村の職員定数については「中札内村職員定数条例」で定められている。条例が制定された昭和 46 年当時の村長事務部局の職員は 65 名であったが、昭和 50 年に 70 名へ改正された。その後 50 年近く改正されていなかったが、複雑化する業務内容への対応や定年年齢の引き上げ、再任用職員の増加などを勘案し、令和 2 年に 75 名、令和 7 年には 79 名に改正された。なお、令和 7 年の改正時には退職者や育児休業者を定数に含めないこととしたため、業務実態に即した職員の雇用がしやすくなっている。

議会事務局と農業委員会事務局の定数についてはいずれも当初 3 名だったが、平成 10 年の機構改革の際にそれぞれ係を統合したことで、ともに 2 名に改正された。

教育委員会は平成 10 年に課を統合したため、20 名から 15 名に改正された。その後令和 2 年にはさらに 3 名減り、現在は定数 12 名となっている。

【収入役の廃止】

会計事務を統括する収入役はかつて首長と助役に並ぶ三役の1つで、議会の同意を得て村長が選任する特別職であった。平成 16 年の地方自治法改正によって、10 万人未満の都市においては収入役を設置せずに首長または助役が兼務できることとなった。事務の電算化が進み財務会計業務の負担が大きく軽減されたことや、議会や監査委員などのチェック機能が働いていることなどが主な理由である。収入役を置くかどうかは自治体が選択できたが、本村は平成 17 年に「中札内村収入役事務兼掌条例」を制定して助役が収入役を兼ねることとした。

その後の地方自治法改正によって平成 19 年度からは会計管理者が設置されたが、本村では総務課内の出納室長が兼務していた。平成 22 年度の機構改革時には出納室を廃止して住民課長が会計管理者を兼務することとした。なお、会計管理者は収入役とは異なり一般職であり、任命に議会の同意は不要である。

表＜職員定数条例の変遷(昭和 46 年～令和 7 年)＞

図<機構図 平成9年>

図<機構図 平成 19 年>

図<機構図 平成 29 年>

図<機構図 令和 9 年>

3 役場庁舎

【新村の役場庁舎】

開村したばかりの新しい村では庁舎を建設する余裕もなく、しばらくは大正村農業会中札内支所の一部を借りて執務を行っていた。翌年の昭和 23 年には元西札内小学校の校舎を移転して最初の役場庁舎が完成した。移転場所は現在の村民体育館(東 1 条南 2 丁目)である。築 20 年以上経過した木造 59 坪の建物だったため、屋根などを一部改修したうえで使用を開始した。昭和 33 年にはより庁舎らしくするためにフローリングの張替えやカウンターの設置など大改造を行った。

【2代目役場庁舎】

初代庁舎の老朽化が進んだため、昭和 39 年には庁舎建て替えのための基金を設置して毎年 100 万円以上を積み立てた。ちょうど農協事務所が改築を検討していた時期であったため、農業関連団体も含めた合同庁舎にする案が浮上した。合同庁舎となれば経費の大幅な削減が期待できるなどいくつかメリットがあったが、一方で財産区分や負担区分、管理の仕方など協議しなければならない事項があまりに多かった。また、新庁舎は村のシンボルとして記念的な建築物にするべきであるとの意見も加味した結果、単独庁舎として建設することが決定した。

村の予定価格は 4,500 万円だったが指名業者 7 社の入札額は全てそれを 1,000 万円ほど上回っていた。設計の一部を変えるなどの交渉をした結果、約 4,550 万円で契約にいたった。

2代目の役場庁舎は昭和 42 年 10 月に着工し、翌年 9 月末に完成した。場所は初代庁舎から西へ移動した国道沿いの大通南 2 丁目で、現在はまちなかキッチンスタジオが建っている位置である。鉄筋コンクリート 2 階建て 355 坪と、これまでの約 6 倍の広さとなった。当初は全ての部署が庁舎を使用していたが、職員の増加に伴って産業課など一部の課は農村環境改善センターへ、保健福祉部門は老人保健福祉センターへ移転した。教育委員会は村民体育館へ移動したが、平成 9 年からは文化創造センターに事務所を構えている。

写真<2代目庁舎 外観>

写真<2代目庁舎 内観>

【新庁舎の検討】

建設から 40 年以上経過した 2 代目の庁舎は、老朽化しているだけでなく耐震性に問題があり、高齢者や障がいのある方への対応も不十分であることなどから、新庁舎建設が検討された。平成 26 年には庁舎整備基金を設置して初年度と 2 年目は約 1 億円、3 年目には約 2 億円を積み立てており、庁舎設計をする平成 29 年度当初時点で約 4 億円の積立額となっていた。

平成 29 年度から国が庁舎建設に対する財政措置制度(市町村役場機能緊急保全事業)を創設することを受け、本村でも新庁舎建設に向けた協議が一気に加速した。同年 1 月には第 1 回新庁舎建設庁内検討委員会を開催し、現在の庁舎の問題点やその改善策、新庁舎の規模、事業費、候補地、建設スケジュールなどについて協議を開始している。平成 29 年 11 月にはこれらの基本的な事項をまとめて「中札内村新庁舎建設基本構想・基本計画」を策定した。なお、庁舎の建設位置については平成 29 年に実施したまちづくりアンケートで村民の意向を調査しており、以下にその結果をまとめる。

【平成 29 年度 まちづくりアンケートより】

設問 現在の庁舎は、耐震基準が満たされていないため大地震で倒壊の恐れがあることから、庁舎建替え計画を検討しています。新しい庁舎の建替え場所についてあなたはどのようにお考えですか。(1つのみ選択)

選択肢	回答数	構成比
①現在の庁舎位置	113	43.8%
②旧中札内保育所	110	42.6%
③鉄道記念公園敷地	17	6.6%
④その他・無回答	18	7.0%
合計	258	

図＜候補地略図＞

検討委員会では上記の結果を踏まえて候補を①と②に絞り、さらに検討を重ねた。最終的には①現在の庁舎位置に建設する場合は 2 回の移転が必要になってしまうことなどから、②旧中札内保育所を建設地に決定した。ただし、その場合は旧庁舎の跡地の利活用や国道沿いのにぎわいの創出などの課題が残ることとなった。

平成 29 年 9 月議会で全議員による中札内村新庁舎建設調査特別委員会が設置され、庁内検討委員会と合同で岩内町や黒松内町などを視察するなどして意見をまとめ、村と協議した。

村は、村民の意見を反映させるために平成 29 年度中にまちづくりトークを計 7 回実施し、その翌年には村民ワークショップを開催した。村民からは、子ども連れの来庁者に優しい構造や明るく景観に配慮した内装と外構、わかりやすい案内表示など多くの要望が挙がった。

平成 30 年 2 月には新庁舎建設事業設計業務のプロポーザル審査を実施し、6事業者の中から株式会社青土が選定された。なお、審査委員は当時の副村長と施設課職員の他、真境名達哉^{まじき な}室蘭工業大准教授(当時)と斉藤浩二キタバ・ランドスケープ代表、加藤進村社会福祉協議会会長の計 5 名が務めている。同年 10 月に基本設計案が完成し、村民への説明会やパブリックコメントを実施した。

令和元年には具体的な図面を含む実施設計案が完成し、役場の各課から代表者が集まって新庁舎建設ワーキング会議が開催された。設置する備品や庁舎の外構、庁舎移転のスケジュールなどの細かい協議が必要だったためである。

令和 3 年 3 月に3代目の役場庁舎が完成した。

建設事業費は14億9830万円で平屋建て、敷地面積7005.3㎡、延べ床面積1761.7㎡である。

コンパクトなサイズだが機能的で使いやすく、自然光を取り入れた明るく木のぬくもりを感じられる内装となった。地中熱を利用した冷暖房設備を

設置しており、環境にも配慮している。農村環境改善センターへ移転していた産業課、施設課、農業委員会の執務室はこれを機に庁舎へ戻ってきた。同年 3 月 25 日に内覧会を開催し、5 月 6 日から供用を開始している。

写真<3代目庁舎外観>

図<3代目庁舎 平面図>

2 節 行政の効率化

1 行政改革

地方自治体が担う行政の範囲は広く業務量も膨大である。住民サービスの向上を目指す一方で、事業の見直しや組織のスリム化、業務改善などによって無駄を省き、限られた財源や人的資源で効率的な行政を目指す必要がある。このような取組を「行政改革」といい、本村でもこれまで時代の変化や財政状況に合わせて計 5 回実施してきた。

【第 1 次行政改革大綱】

昭和 59 年に策定された「中札内村財政健全化計画」に基づいて昭和 61 年度に策定した。組織機構の見直しや定員管理の適正化、使用料などの自動振込制度の導入、水道料金の改正、浄水場管理の民間委託、住民基本台帳や会計事務などの OA 化(Office Automation の略でデジタル技術を使ってオフィスの事務作業を自動化・効率化すること)などを盛り込んだ。

【第 2 次行政改革大綱】

平成 8 年度に策定しており実施計画の期間は平成 11～13 年度。バブル崩壊と景気低迷の影響で厳しい財政運営であったことや、新たな住民ニーズへの対応が必要だったことから策定した。

行政事務手続の簡略化や公用車の減車、ごみの有料化、スクールバスの民間委託、十勝環境複合事務組合への加入、財務会計システムの導入、インターネットの利活用などを盛り込んだ。

【第 3 次行政改革大綱】

平成 14 年度に策定しており実施計画の期間は平成 15～19 年度。平成 12 年に施行された地方分権一括法を受けて、国庫補助・負担金や地方交付税の縮減、市町村への権限移譲などの課題に対応するために実施した。

公共施設の有料化、福祉バスの民間委託、出産祝金の見直し、職員の定数削減、投票所の統合、山岳センターの宿泊中止、ペーパーレス化の推進、土地開発公社の廃止などを盛り込んだ。

【第 4 次行政改革大綱】

平成 25 年度に策定しており実施計画の期間は平成 25～29 年度。合併しない選択をした後に協働のまちづくりを目指すために策定した「集中改革プラン」(平成 17 年度～)や「自律推進プラン」(平成 18 年度～)の内容を踏まえて策定している。

財政状況の積極的な公表、民間委託や指定管理者制度の推進、ふるさと納税の推進、広告収入の導入、ネットオークションサイトの活用による不要となった公有財産の売却、人事評価制度の拡充、LED 化などの省エネ推進、児童公園の見直しなどを盛り込んだ。

【第 5 次行政改革大綱】

令和 8 年度に策定しており実施計画の期間は令和 8～12 年度。世界情勢の変化やエネルギー価格の高騰、急激なインフレなどの影響により基金残高が減少傾向にあったことや、公共施設

の改修など大規模な事業が続くことから、健全な財政運営を目指して策定した。

特定目的基金の使途の明確化、会計年度任用職員の適正配置、各種使用料の見直し、温室効果ガス吸収量の販売(森林クレジット)、自治体 DX(Digital Transformation の略で自治体がデジタル技術を活用して業務プロセスを変革すること)や指定管理者への委託内容の検証などを盛り込んだ。

2 業務の電算化とシステム化

【電算機器の導入】

自治体における電子計算機の導入は、昭和 30 年代に取り組み始めた大阪や東京などの大都市を皮切りにして、徐々に他自治体へも拡大していった。戦後の急激な経済成長にともなって増加する自治体の業務を処理するために、電算化によって事務の効率化を図る必要があったためである。昭和 60 年代には小規模自治体も含めて全国で導入が加速した。昭和 58 年 4 月時点では全国の市町村のパソコン整備台数が合計 415 台であったのに対して、昭和 63 年の同月には 17081 台と急激に増加している。(総務省「地方自治情報管理概要」より)

本村においても OA 化を推進するため、昭和 63 年に OA 化検討委員会を設置した。村では昭和 59 年度からすでに一部の業務を外部委託方式により電算処理をしていたが、平成元年に検討委員会がまとめた中間報告書では委託ではなく自己単独方式を採用することとした。平成 2 年に最終答申を行い、平成 3 年度から 7 年度までの 5 年間で住民登録、税、健康管理、財務会計などの業務を段階的に電算化していく年次計画を策定した。機器の設置場所として庁舎内の電話交換室を電算室に改修するとともに、ホストコンピューター 1 台と端末 8 台、プリンターなどを導入する計画で、総事業費は 7 千万円を見込んでいた。

平成 3 年 10 月、コンピューターによる住民票の発行が開始された。電算機によって初めて住民票を発行するボタンは小田中村長の手によって押された。住民票発行の第 1 号となった方には記念品が手渡され、村長、機器の納入業者であるユニバーサル電子計算株式会社の帯広営業所長とともに端末機の前でテープカットを行った。

表<電算導入年次計画表>

写真<ボタンを押す小田中村長>
または職員の作業風景

平成 11 年には約 7,000 万円をかけて財務会計システムを導入し、各課に最低 1 台、計 20 台の端末を配置した。予算編成から執行、決算まで全ての会計業務を電子的に処理できるようになり、業務効率が飛躍的に向上した。

当初の電算機器はオフコン(オフィスコンピューター)と呼ばれ、それぞれの業務に特化した独自システムを提供するものだった。平成 18 年度に機器更新した際には小型で汎用性が高く、個人使用を想定したパソコン(パーソナルコンピュータ)へと変更した。また、自治体の様々な業務システムを集約した総合行政システムを導入したのもこの時で、従来の住民記録や税、教育、福祉、水道、選挙などの業務に加えて確定申告や印鑑証明なども新たにシステムを導入している。

【つながるネットワーク】

電算化により業務のあり方に大きな変革をもたらしたのは、機器同士をネットワークで結んでデータのやりとりが可能になったことである。情報の一元管理が可能になり、役場内でいえば文書サーバやグループウェア(組織内のコミュニケーションを円滑にするシステム)の導入によって、職員同士のデータ共有やメッセージ交換、スケジュール管理などが簡単にできるようになった。ネットワークは役場を出て世界中ともつながり、電子メールやホームページの活用など村に居ながらにして外部との迅速な情報通信が可能となった。

国もネットワーク通信を推進しており、平成 14 年には住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を整備し、住民情報が全国どの自治体でも確認できるようにした。平成 15 年度には全国の行政機関を結ぶ^{エルジーワン}LGWAN回線(総合行政ネットワーク)を整備し、国や都道府県、市町村同士が安全に接続できる専用回線が開始された。

図<LGWAN の概要>

【情報セキュリティ】

外部との情報通信が増加すると村の情報資産を外部の脅威から守る必要性が出てくる。村は平成 16 年に情報の管理体制や取り扱い方法を定めた「中札内村情報セキュリティポリシー」を策定した。

平成 27 年 5 月に起こった日本年金機構の情報流出事案を受けて、総務省は全国の自治体に対し、個人情報扱うネットワークを遮断することで外部通信を禁止するように指導を行った。本村では指導に従ってインターネットと内部の情報を切り離すとともに、北海道が道内市町村の外部通信を集約して監視する「自治体情報セキュリティクラウド」に加入するなど、セキュリティ体制の強化を図った。

【クラウド化と標準化】

自治体が個々に電算機器を全て整備するのは財政的に厳しく、特に小規模自治体にとっては

職員の負担も大きい。そこで、サーバなど情報基盤を複数の自治体が共同で調達し、外部のデータセンターを共同で利用する「自治体クラウド」が各地で推進された。本村においても令和 2 年度に芽室、上士幌、中札内の 3 町村で「北海道とかち・オホーツク自治体共同クラウド」を開始した。同年度中には清水町と大空町も参加している。

総務省が平成 30 年の自治体戦略 2040 構想研究会をきっかけに導入を決定したのは「自治体行政の標準化・共通化」である。業務システムを自治体が独自に整備するのではなく、国の示す仕様に合わせて標準化し全国で共同利用するというものである。本村においては国の示した期限である令和 7 年度までに対象業務について標準化を終えている。

3 マイナンバー制度

自治体は住民の氏名や住所、生年月日、性別などの住民情報を住民基本台帳で管理している。平成 14 年度の住基ネット開始時には全国共通で使用する住民票コードが住民に割り振られ、全国の住基情報が連携されることによって市町村の枠組みを超えた事務処理が可能となった。翌 15 年度にはマイナンバーカードの前身とも言われる住民基本台帳カード(住基カード)の発行が開始された。住基カードとは住民情報が格納された IC カードで、住民が自治体に申請することで入手できた。転入転出時の手続の簡略化や行政手続のオンライン化などのメリットがあったものの交付枚数はあまり伸びず、本村の場合は平成●年時点で累計●枚だった。(再発行含む)

住基カードは平成 27 年 12 月末をもって交付が終了し、翌年 1 月からマイナンバーカード(個人番号カード)の交付が開始された。マイナンバーとは日本に住民票を持つ全ての住民へ付番される 12 桁の番号で、社会保障・税・災害対策の 3 分野において利用可能である。これまでの住基ネットと異なるのは、住民票コードだけでなく年金の基礎番号や健康保険の被保険者番号など分野ごとに管理されてきた情報が、マイナンバーによって紐づけされた点である。これによって各種行政手続の際に必要な住民票や所得証明書、課税証明書などの確認書類の提出を一部省略できるようになった。

マイナンバーカードに格納されている電子証明書を使ったオンライン申請の幅も広がっている。児童手当や保育施設等の利用申込、要介護認定の申請など多分野で利用可能となっている。当初はオンライン申請の導入費用が高額だったため実施したのは一部の自治体のみであったが、令和 3 年 5 月からは国が機能を整備したことで全自治体においてオンライン申請が利用可能となった。なお、国はマイナポータルというマイナンバーカードを使ってログインできる総合窓口を整備しており、住民がスマートフォンなどから行政手続や自分の情報の確認などができるようになっている。

マイナンバーカードは令和 3 年から健康保険証として、令和 7 年からは運転免許証としての利用が開始されており、今後も更なる活用拡大が見込まれている。

図<村のマイナンバーカード交付枚数の推移>

3 節 村の情報発信・情報共有

1 広報なかさつない

村広報紙の創刊は昭和 31 年 5 月で、「広報なかさつない」の名で発行されている。トップ記事は当時の榎本村長の言葉であり、「村政に対してお互いに理解し合う機会を多くして共にともに！手を取り合い村創りに邁進致したいものと存じます。」とつづられている。この言葉からもわかるように、村政について村民にも広く知ってもらうことで、共にまちづくりを進めていきたいという想いが広報紙発刊の出発点である。

その後は名称が「中札内村だより」、「わたくしたちの村政」、「くらしと村政」など度々変更されているが、昭和 55 年 4 月号からは当初と同じ「広報なかさつない」である。広報紙のサイズやページ数も長年の間に変化してきたが、令和 8 年度現在は A4 サイズで表紙を含み 20 ページ前後の冊子となっている。広報紙は月刊で、令和 9 年度は月●部発行している。村職員が取材や記事の編集を行い、村からのお知らせ以外にも旬の話題を深掘りして伝える特集記事や村の財政状況、村民へのインタビューなど多角的な内容を盛り込んだものとなっている。ごみ収集日や公共施設の休業日などが一目でわかる「村民くらしのカレンダー」も広報紙に折り込まれている。

広報紙は各行政区の協力を得て各戸へ配付しているが、村のホームページから誰でも閲覧することができる。

令和 6 年 12 月に実施したまちづくりアンケートにおいて、「利用する情報提供媒体とその利用頻度」で最も多いものは村の広報紙だった。「よく利用する」が 54.5%で、電子化が進んだ現在においても広報の配付が重要な役割を担っていることがわかる。

写真
<広報なかさつない>

図<令和 6 年まちづくりアンケート問 10 の結果>

2 情報無線

昭和 20 年代には本村にもラジオが普及し、情報を地域に素早く伝達する手段の必要性について認識が高まっていた。昭和 26 年に農協主導で国道沿いに有線放送所が建設され、村に初めての有線放送が流された。

昭和 58 年に機器を更新した際には無線設備が採用された。有線放送の専用電柱が農作業の支障になっていたからである。国の農業構造改善事業を活用し、約 3,920 万円をかけて新たな発信設備が整備された。中札内市街 5 か所、上札内市街 1 か所にスピーカーを設置して放送し、希望者には各家庭で放送内容を聞くことができる戸別受信機の購入をあっせんした。

アナログ無線の終了をみすえて、平成 24 年度と 25 年度に無線設備を更新してデジタル方式へ切り換える工事を行った。戸別受信機もデジタル放送に対応させる必要があったため、平成 26 年度から 4 年をかけて 1000 台あまりの受信機を更新した。財源として電源立地地域対策交付金を活用している。

令和 7 年度には老朽化した情報無線の操作卓を全面的に更新した。他システムとの連携機能があり、手元のタブレットからも操作可能となった。AI(人工知能)の合成音声で原稿を読み上げるので、従来のように職員の肉声を録音する負担が軽減している。

3 デジタルの活用

【ホームページ】

中札内村の公式ホームページが開設されたのは平成 10 年 10 月 1 日である。トップページは村内在住の画家中西千尋さんの絵を背景に、「なかさつない村へようこそ!」という文字が大きく表示されるものだった。開設当初は村の豊かな自然や生き物、観光案内など魅力を発信する内

容が中心で、移住促進のため村内の分譲地の状況なども掲載していた。村が取り組んでいた全国絵画公募展「北の大地展ビエンナーレ」のコーナーも設け、入賞作品を紹介していた。

平成 19 年度にはホームページをリニューアルし、子育てやまちづくりなど項目ごとにくらしの情報をまとめて住民向けの情報を充実させた。それまでは総務課が各課から情報を集約して全てのページ作成や更新を行っていたが、この頃から各課の職員がそれぞれで入力し、速やかに更新できるように変更している。また、携帯電話から閲覧しやすいサイトとした。

写真<村ホームページの画面
(H22.7 当時)>

平成 25 年度にシステムを更新した際には、職員が誰でも操作しやすいことを重視してシステムを選定した。村外からのアクセス増加を目指し、観光協会と連携しながら観光情報や定住を促進する情報を充実させた。利用者が必要な情報に辿り着きやすいようにページ構成の見直しを行った他、サイト上に広告を掲載して収入を得るバナー広告を初めて導入した。

令和2年の更新時には庁舎にサーバを置かずにインターネット上で利用できるクラウド方式にしたことで、万が一庁舎が被災してもホームページを更新できるようにした。トップページの情報は極力抑えてシンプルなものとし、一番上に検索窓を設置するなど情報を探しやすい設計を意識した。背景は村の美しい風景が自動で切り替わって表示される設定で、中札内村らしさが映えるデザインとなっている。

図<ホームページのアクセス数(令和8年 月ごと)>
※アクセス数の多いページも記載するか？

【メール配信】

村民へ瞬時に情報を伝える方法として、村内各所のスピーカーから音声を流す情報無線が長らく使用されてきた。デジタル化が進む中、平成 20 年に新たな情報発信ツールとしてメール配信が導入された。誰でも無料で登録が可能で、事前に専用サイトへアクセスして会員登録をすると防災・防犯情報、行政情報、お悔やみ情報をメールで受け取ることができる。どの情報を希望するかは登録者が選択できるようになっている。

現在は、情報無線や村公式 LINE とも連動しており、様々な手段を活用して速やかに村民へ情報が伝わるようになっている。令和 8 年度末時点で登録者数は村民以外も含めて●人である。

【SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)】

SNS とはインターネット上でユーザー同士が繋がってコミュニケーションや情報共有を行うことができるウェブサイトやアプリのことである。本村は図書館や観光事業など一部の事業で先行して活用していたが、村の公式 SNS としては令和 3 年 7 月から開始した^{ライン}LINE が最初だった。始まりは新型コロナワクチン接種の予約受付システムとしての活用で、パソコンやスマホからいつでも空き状況を確認して予約ができる便利な機能のおかげで、迅速に受付業務を進めることができた。これをきっかけに LINE の活用を拡大し、村からのお知らせを定期的に発信し始めた。令和 5 年には道路損傷等を見つけた際に LINE を通じて通報できる機能の運用を開始した。

写真
<LINE メニュー画面>

LINE 以外の公式 SNS を開始したのは令和 3 年 10 月からで、^{フェイスブック インスタグラム}Facebook、Instagram、^{ツイッター エックス}twitter(現 X)の3種類である。イベントのお知らせやニュース、子育てや防災に関することなど、村のあらゆる情報を各課から継続的に発信している。村民だけでなく全国的に中札内村を知ってもらえるツールとしても活用を促進している。

4 まちづくりトーク・村長茶話会

村が一丸となって村政を進めていくためには、行政と村民が直接話し合いをする場がなくてはならない。本村においても、村政を考える懇談会や村おこし懇談会などという名称で各行政区の地域住民と村が議論を行う機会が設けられてきた。村長を始めとした役場職員が参加し、村の事業について説明をした後に意見交換を行う形式である。

平成 28 年度には、より親しみやすいようにと「まちづくりトーク」に名称を変更した。開催を希望する行政区の申込を常時受け付けている。村民と意見を交わしたいテーマがある場合は村から地域へ呼びかけ、積極的に開催している。

表＜まちづくりトークの開催履歴 過去 10 年分（開催日時、議題、参加人数など）

村長茶話会は任意のグループと村長が村政に関する話し合いをする場である。3 名以上のグループであれば申込可能なため小規模な集まりとなることが多いが、その分テーマを絞りやすく参加者も意見を述べやすい。村長と直接話ができる貴重な機会だと言える。

表＜村長茶話会の開催履歴 平成元年～（開催日時、議題、参加者など）

村長茶話会の開催履歴 続き

5 ホットメール(広聴はがき)

村民の声を村へ直接届ける方法の1つとして、昭和 57 年度から広聴はがきが開始された。広報紙に挟み込まれたはがきに意見や要望を記載して投函すると役場へ届くというものである。懇談会など協議の場への参加が難しい方でも村政に関わることができる有効な手段であった。利用開始年度には 58 通のはがきが届き、計 63 件の要望だったと記録されている。ところがはがきの投函数が徐々に減少したため、平成 11 年には名称をホットメールに改め、はがきから手紙に変更した。用紙を折って貼り合わせると封筒の形になり、そのままポストへ差し出すことができる様式である。変更した年度は 61 通が届き、前年度から大幅に増加した。

現在は従来の手紙での募集に加え、ホームページに設置した入力フォームや電子メールでの提出を可能としている。令和 8 年度には手紙が●通、ホームページや電子メールからは●件の投書があった。

写真
<ホットメール(手紙)>

6 情報宅配便

村が行っている業務や施策について情報提供し、住民の深い理解を促す取組として平成 11 年から情報宅配便がスタートした。村民 4 人以上から申込可能で、内容は原則村の用意したメニューから選択するが、メニュー以外の幅広い内容について依頼することが可能である。

開始当時は国の地方分権を進める動きが活発であったことから、村の財政的な自立を目指して村民にも現状を認識してもらうことが一番の目的であった。また、村職員が村民と関りを持って現状を学び、自己研鑽する場としての意味合いもあった。

これまで実施されてきた内容は健康増進に関することや福祉関係、防災関係が多いが、市町村合併問題や個人情報保護の問題など、その時代を反映する内容もあった。

利用団体は老人クラブや子育てサークル、行政区や農協関係団体など様々である。

<主なメニュー>

- ・議会のしくみと運営
- ・個人情報公開のしくみ
- ・福祉サービスのいろいろ
- ・国民健康保険と後期高齢者医療制度のしくみ
- ・いざという時に「けがや病気の応急手当」
- ・安心・快適の生活を目指して(道路、住宅、下水道等)
- ・豊かな農村 ・畑はみんなの命の源(畑は大切な財産)
- ・げんき講座
- ・親子でできる軽運動
- ・高血圧予防について

写真
<情報宅配便>

4 節 各種委員会

1 行政委員会・行政委員

行政委員会及び委員は地方自治法第 180 条の 5 で定められている執行機関で、公正を保つために首長から独立して設置されている。市町村においては監査委員、人事委員会または公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会を設置する義務がある。

【監査委員】

監査委員は地方自治法第 195 条第2項で定められており、昭和 39 年制定の「中札内村監査委員条例」に基づいて運営している。村の財務事務や事業管理が適切に行われているかをチェックする役割を担い、本村の場合は定数2名で人格が高潔で優れた見識を持つ者1名と議員1名で構成することになっている。毎月の例月出納検査や8月頃の決算審査、11月頃に上半期の執行状況を確認する定期監査などを行う。書類審査だけでなく必要に応じて現地調査や担当職員へのヒアリングを実施している。

表<歴代監査委員(氏名、任期)> ※平成以降

【公平委員会(人事委員会)】

地方自治法第 180 条の 5 では、人事委員会を置かない地方公共団体の場合は公平委員会を設置することとなっている。本村では昭和 26 年制定の「中札内村公平委員会設置条例」に基づいて公平委員会を設置している。職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に置かれている機関で、職員の給与や勤務時間などの勤務条件、職員からの不利益処分の審査請求や苦情相談への対処などを行っている。

表＜歴代公平委員(氏名、任期)＞※平成以降

【固定資産評価審査委員会】

固定資産評価審査委員会は地方税法第 423 条で定められており、昭和 26 年制定の「中札内村固定資産評価審査委員会条例」に基づいて運営している。納税者は固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができる。固定資産の評価には技術的・専門的な知識が必要であるため、適正で公平な評価を担保するためにもこのような第三者機関の存在が重要である。

表＜歴代固定資産評価審査委員(氏名、任期)＞※平成以降

教育委員会については 7 編 1 章 2 節に、選挙管理委員会については 2 編 5 章 1 節に、農業委員会については 3 編 1 章 4 節に詳細を記載する。

2 その他の委員会

本村には行政委員会以外にも様々な目的を持った委員会が設置されている。「中札内村まちづくり推進委員会要綱」に基づく委員会の他、独自に要綱を策定して設置しているものがある。各委員会では特定の事業実施や計画策定、まちづくりに関する協議などを行っており、年齢や性別に関係なく幅広い意見を村政に反映するために重要な役割を担っている。

表<その他の委員会 一覧>
※現存するもののみ

5 節 財政

1 財政規模の推移

【歳入額・歳出額の推移】

本村の一般会計における歳出決算額は令和 8 年度までの過去 30 年間に於いて平均で約 50 億円だが、年度によって大きく変動している。

平成 9 年には決算額が初めて 60 億円を超えた。この年は開村 50 周年記念事業や文化創造センター建設などの大型事業が行われている。

平成 14 年度に決算額が急激に減少しているが、これは小泉政権における「三位一体の改革」の影響が大きい。自治体が独立して事業を実施しやすくするため、国が特定の事業のために交付する国庫補助金や財源格差を埋める地方交付税を削減したのである。その分国税の一部を地方自治体の住民税へ振り替える税源移譲を行った。実際に平成 15 年度予算から国庫補助金及び地方交付税が減額されたが、肝心の財源となる税源移譲があまり進まなかったため、全国の自治体は急激な収入減となり危機的な状況に陥った。本村においても平成 14 年度から 18 年度の地方交付税の平均額は年度あたり約 17 億円で、それ以前の 5 年間の平均額と比較して約 6 億円もマイナスになっている。この状況に対応するため第 3 次行政改革大綱の実践や政策評価などによって経費削減に丸となって取り組まなければならなかった。補助金や負担金の見直し、新規職員の採用停止などを行うとともに、緊急性のない事業については後年度へ先送りした。また、重い財政負担を後世に残さないように地方債（資金調達のために発行する借金）の借入額を抑えた。

平成 18 年には地方税制改正によってようやく税源移譲が進み、三位一体の改革も終了年度を迎えた。しかし複数年度にわたる収入減は本村にとって大きな痛手となり、平成 20 年度決算では経常収支比率が平成以降で最悪の 81.5%となった。経常収支比率とは地方税など経常的な収入のうち人件費や扶助費など経常的に支出する額が占める割合のことで、数値が高いほど自由に使えるお金が少なく財政運営に余裕がないことになる。悪化した原因は児童手当や医療費助成などの扶助費の増加、委託料の増加、地方交付税が不足した分を補うために発行する臨時財政対策債の増加などである。そのため、平成 20 年代以降も厳しい財政の引き締めが行われた。

決算額が再び 60 億円を超えたのは平成 28 年度で、ときわ野第 4 次分譲地の造成や村民プールの建設、村民体育館の改修など大型工事を複数実施している。また、平成 26 年度施行の「まち・ひと・しごと創生法」により国が強力に進めた地方創生政策も追い風となり、「七色献立プロジェクト」など地方創生交付金を活用した大型の事業が行われた。

令和 2 年度には本村の決算額が初めて 70 億円を突破した。新庁舎建設と消防庁舎の増改築

の影響が大きい、ふるさと納税の寄附額が増加したことも大きな要因である。寄附に対する返礼品などの必要経費が急増した他、寄附金を活用して事業を拡大している。

令和 2 年度から 5 年度までは新型コロナウイルス感染症へ対応するための地方創生臨時交付金を活用した事業が数多く実施された。マスクや消毒薬などの整備、ワクチン接種など感染拡大予防のための事業はもちろんのこと、続く自粛規制により落ち込んだ経済を回復させるための支援策は急務であった。村内の経済支援策としてプレミアム商品券の発行や村内事業者への各種支援金、ワーケーション(地方の観光地などに滞在して余暇を楽しみながら働く新しい仕事の形のことで、ワークとバケーションを組み合わせた造語)の促進事業などが実施された。その他にも子育て世帯や高齢者世帯への支援金、オンライン授業が受けられる環境の整備や光回線エリアの拡大、農業者への支援金など多分野において事業が行われた。このような地域経済や住民生活への支援だけでも、村の 4 年間の総事業費は 6 億円に迫る金額だった。

写真<学校のタブレット>

【形式収支と実質収支】

「形式収支」とはその年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたものである。しかし、実際の運用においては一部の事業が翌年に繰り越されることがあり、繰越による年度のずれを補正したものを「実質収支」と言う。財政状況の実態をより正確に表すことができる指標である。

収支額はプラスになればその分黒字であり、マイナスであれば当然赤字ということになる。本村の過去の収支額を確認すると 1 億円から 2 億円程度の黒字が続いていることになるが、歳入決算額には基金から繰り入れた額も含まれていることに注意が必要である。村の貯金とも言える基金を崩して財源を確保している場合は、単年度の収支額だけで財政状況を判断せずに、基金残高も含めた総合的な評価をする必要がある。

【自主財源と依存財源】

自治体の収入は大きく自主財源と依存財源に区分することができる。自主財源の主なものは地方税、使用料、寄附金、財産収入などで、自治体自らの判断で得られる収入である。一方で依存財源は国などから定められた額を交付されたり割り当てられたりする収入で、地方交付税、国庫支出金、地方譲与税、地方債などが該当する。自治体が地域の実情に合わせて柔軟な事業を行うためには自主財源の比重を高くすることが望ましい。総務省の財政白書によれば、全国の市町村

の令和 6 年度歳入決算額のうち自主財源は約 44.9%である。(会計間の資金の移動を差し引いた実質的な金額の合計である純計額をもとに独自で積算)本村の直近 30 年間を見ると、平成

30 年度まで自主財源が 30～40%台だが、24 年度と 28 年度は 20%台に落ち込んでいる。その後令和元年度からは 40～50%台となっている。年度によって変動があり、地方交付税の増減や国・北海道の支出金を財源とした大型事業の実施有無などが影響している。

表＜一般会計決算額及び各種財政指数＞

(H9～R8 歳入額、歳出額、形式収支額、実質収支額、経常収支比率、自主財源比率)

前ページの続き

【財政健全化法】

地方公共団体の破たんを未然に防ぐため、平成 21 年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」の運用が開始された。財政状況を示す 4 つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を自治体ごとに算定し、公表することが義務付けられたのである。4 つの指標のうち1つでも早期健全化基準(イエローライン)を超えると財政健全化団体となり、財政再生基準(レッドライン)」を超えると「財政再生団体」になるという2段階のチェックがある。基準を超えると地方債発行の制限などが課せられ、国や北海道の関与のもとで財政状況改善のための計画を策定して取り組まなければならない。

4つの指標について、本村はこれまで赤字や将来負担は発生していない。実質公債費比率は5%から7%程度と、基準を大きく下回っている。

表<健全化判断比率 4 指標と基準値(H22、H27、R2、R7)>

2 地方債

地方債とは地方公共団体が銀行など外部の団体から借入する資金のことで、村の場合は村債という。金利は種類によって異なり、借入後は複数年度にわたって元本と利息を償還する。

公的資金	財政融資資金	財務省が財政融資資金特別会計において財投債(国債)を発行して資金調達した資金
	地方公共団体金融機構資金	すべての都道府県、市町村が共同で設立した地方公共団体金融機構が市場で債券を発行して調達した資金
民間等資金	銀行等引受資金	指定金融機関等や、それ以外の銀行、信用金庫、農協、共済組合等から相対で借入れ又は引受の方法により調達した資金
	市場公募資金	地方公共団体が債券発行市場において公募により調達した資金

表<引受先の資金別の分類>

地方公共団体は、「会計年度独立の原則」により各年度における歳出についてその年度の歳入をもって充てなければならない。しかし、例えば学校や道路などの公共施設は現在だけでなく後年度も継続して住民が使用するため、支払いについても分割して将来世代まで担うべきである。地方債を活用することで世代間の負担の公平性を保つことができる。

地方債は原則として、地方財政法第5条で定められているように公営企業(交通、ガス、水道など)の経費や建設事業費、災害復旧事業費などの財源を調達する場合にのみ発行できる。ただし臨時財政対策債(地方財政法第33条の5の2)は地方財政収支の不足額を補てんするために特例として発行可能である。主な地方債と本村における近年の活用事例を以下にまとめる。

【公共施設等適正管理推進事業債】

公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の整備事業のうち、集約化にともなう除却事業や耐用年数を延長させる長寿命化事業、他用途への転用事業などを対象とする。

本村では旧保育所や旧役場庁舎の解体撤去工事、小学校や児童館の長寿命化、屋内多目的運動施設の整備などが行われている。

【辺地対策事業債】

交通や経済条件などに恵まれないへき地で、人口など一定の条件を満たしている場合は辺地に指定される。市町村が総合整備計画を策定することで、辺地における公共的施設の整備事業などを地方債の対象とできる。(「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」に基づく。)

本村では大規模草地育成牧場付帯施設整備工事、西札内林業専用道路整備事業、札内川園地トイレ炊事場整備事業などが行われている。

図<辺地の略地図>

【緊急防災・減災事業債】

東日本大震災等の大規模な自然災害を教訓として平成23年度に創設された。全国的に緊急に実施する必要性があり一定の効果が見込まれる防災・減災のための事業を対象としている。令和7年度までの期限付きだったが、令和12年度までの延長が決定している。

本村では消防庁舎の増改築工事、道の駅の改修工事、上札内交流館の発電機整備事業、体育館のLED化などが行われている。

【臨時財政対策債】

国の地方交付税が財源不足となった際にその穴埋めとして地方自治体が発行することになるが、後年度の地方交付税で全額補填される。自治体が借り入れる形をとるが、実態は普通交付税の代替措置である。

【過疎対策事業債】

過疎対策事業債とは、過疎地域に指定された市町村が持続的発展のために実施するインフラ整備などの事業の財源として発行できる地方債である。元利償還金の70%は地方交付税で措置されるなどメリットが大きい。村は平成2年3月に過疎の基準を満たさないとして指定から除外されている。

グラフ<村債の借入額・償還額・残高の推移>

3 基金

地方公共団体の基金とは、特定の目的のために資金を積み立て、財産の維持や事業の財源確保のために準備する貯金のようなものである。条例により設置し、基金の目的や用途は明確にされている。基金には、特定の年度に支出の負担が偏ることを防ぎ、財源の不均衡を調整する役割もある。

財政調整基金は、財源に余裕がある年度に積み立てておき経済状況の変化や災害の発生など不測の事態によって財源不足が生じた年度に活用する基金である。本村の近年の状況を見ると平成20年度から平成26年度まで基金残高は増え続け、平成23年度からは取崩していなかった。平成27年度から残高が減額に転じており、令和4年度を除いて取崩額が積立額を超える状況が続いている。

減債基金は地方債の償還を計画的に行うための基金である。本村では返済期限を待たずに繰上償還をする際に活用することが多い。毎年村の財政状況を見ながら積立額や取崩額を調整し、特定の年度のみ極端に支出の負担が大きくなるようにしている。本村では平成16年度か

ら 29 年度まで取崩なしであったが、その後は平成 30 年度、令和 4 年、令和 6 年、令和 7 年に取崩している。

特定目的基金は福祉や教育、産業の活性化など特定の分野の事業に充てるための基金である。本村では令和 8 年 4 月現在で 11 の特定基金を設置している。ふるさと納税で受領した寄附金のうち必要な経費を除いた分は特定目的基金に積み立てている。過去最高の寄附額であった令和 4 年度末時点では、特定目的基金の年度末残高が 21 億円を超えた。特定目的基金は多くの事業に活用されており、近年で言えばまちなかキッチンスタジオの建設、道の駅の改修、鉄道記念公園や大規模草地育成牧場の整備、高等学校就学支援対策事業補助金や定住促進住宅取得奨励金、住宅リフォーム支援金、農業機械導入や生産性向上のための各種補助金などに充てている。

この他に特別会計として国民健康保険事業基金と介護保険事業基金を設置しており、各保険事業に充てている。

表<基金残高の推移(財調、減債、特定目的、基金合計)>

表<特定目的基金の種類ごとの残高(12 年おき H14、H26、R8)>
※現存の 11 基金のみ

4 特別会計・公営企業会計

【特別会計】

ここまで述べてきたのは一般会計についてであるが、本村はその他に国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計、簡易水道事業、公共下水道事業の 5 つの特別会計を持っている。特別会計とは、特定の事業を行うために一般会計とは切り離して運用される会計のことである。それぞれ独立しているため事業ごとに資金運用の状況がわかりやすく、負担(保険料や使用料など)と給付(保険給付金やサービス事業費など)の関係が明確になるメリットがある。事業の経費は各事業で得た収入で賄うのが基本だが、一部の事業は一般会計から繰入(他の会計から資金を移してくること)するように法令で規定されており、総務省が示す基準に従って算定される。その他にも公共性の高い事業の場合は自治体の判断で政策的に繰入が行われることもある。逆に特別会計から一般会計への繰出は、剰余金が発生した場合などに行われることがある。繰入や繰出をする際には将来の事業運営に必要な資金を想定し、慎重に判断しなければならない。

表＜国民健康保険会計の決算額＞
(H29～R8 歳入額、歳出額、形式収支、繰入額)

表＜介護保険会計の決算額＞
(H29～R8 歳入額、歳出額、形式収支、繰入額)

表＜後期高齢者医療会計の決算額＞
(H29～R8 歳入額、歳出額、形式収支、繰入額)

【公営企業会計】

特別会計の中でも企業的な経営を行う事業については公営企業会計として運用できる。本村では令和 4 年に規程を定め、簡易水道事業と公共下水道事業を公営企業会計へ移行した。公営企業会計のメリットは、民間企業のような貸借対照表や損益計算書の作成、減価償却費やコストの厳密な計算により財政マネジメントの向上が期待できることである。

公営企業会計には通常の事業の運営に関する「収益的収支」と、施設の更新など次年度以降にも効果が及ぶ投資的な事業に関する「資本的収支」がある。収益的収支は水道料金などを人件費や燃料代などに充てて水道事業を行い、利益が生じた場合は留保資金として積み立てる。その積立金や補助金、借入金などを財源として資本的収支が運用される。

表＜簡易水道事業会計と公共下水道事業会計の決算額＞
(R4～R8 収入額、支出額、差引、留保資金からの補填)

5 村税の状況

【税目】

村の財政運営において税収入は重要な財源であり、年度によって異なるが歳入額の約 10% を占めている。「中札内村税条例」で税目などを定め、村が賦課及び徴収を行っている。

使い道が明確になっていない税金を「普通税」と言い、本村には村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。固定資産税については固定資産評価審査委員会を設置しており、課税台帳に登録された評価額に不服がある納税者が審査を申し立てることができる。鉱産税は本村に該当がなく徴収していない。特別土地保有税は平成 15 年度から課税停止となっている。

特定の使い道が決まっている税金を「目的税」と言い、本村には入湯税と国民健康保険税がある。入湯税は本村で鉱泉浴場(エアポーツパそら)が開設される予定であったことを受けて令和 4 年度に導入された。ただし当該浴場については中札内村入湯税取扱要綱第 4 条第 3 項の「中札内村区域外の源泉から運び込まれた温泉を使用した鉱泉浴場」に該当しているため、課税が免除されている。国民健康保険は保険料または保険税のいずれかの方式を市町村が選択できるが、本村は「中札内村国民健康保険税条例」を定めて保険税として徴収している。

表<村税の収入状況・収納率(H12、17、22、27、R2、R7)>